

証券コード：1802  
平成27年6月1日

株 主 各 位

東京都港区港南2丁目15番2号

株式会社 大 林 組

取締役社長 白 石 達

## 第111回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、当社第111回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年6月25日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使して下さいようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

23頁から24頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力下さい。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区港南2丁目15番2号  
品川インターシティB棟  
当社本社（3階講堂）

### 3. 目的事項

#### 報告事項

第111期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役11名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件
- 第6号議案 取締役退職慰労金未払い金を精算支給する件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
  - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。なお、この場合、委任状のご提出が必要となりますので、ご了承下さい。
  - ◎事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.obayashi.co.jp/>)に掲載させていただきます。
  - ◎節電策として会場の空調を控えめに設定させていただきますので、ご了承下さい。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 期末配当に関する事項

当社は、長期にわたり安定した配当を維持することを第一に、財務体質の一層の強化や将来に備えた技術開発、設備投資等を図るための内部留保の充実を勘案のうえ、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当金につきましては、1株につき6円とさせていただきたく存じます。これにより、中間配当金4円を加えた年間配当金は、1株当たり10円（前期比2円増額）となります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

1株につき6円 総額4,308,754,512円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日から施行され、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。これに伴い、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役についても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第25条（取締役の責任免除）及び第32条（監査役の責任免除）に所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第25条の変更につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に</u>、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に</u>、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

### 第3号議案 取締役11名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役全員（10名）の任期が満了いたします。つきましては、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため社外取締役1名を増員し、取締役11名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	おおばやし たけお 大林 剛 郎 (昭和29年6月9日生)	昭和52年4月 当社入社 同 58年6月 当社取締役 同 60年6月 当社常務取締役 同 62年6月 当社専務取締役 平成元年6月 当社代表取締役副社長 同 9年6月 当社代表取締役副会長 同 15年6月 当社代表取締役会長 同 19年6月 当社取締役 同 21年6月 当社代表取締役会長（現任）	16,814,095株
2	しら いし とおる 白石 達 (昭和22年6月29日生)	昭和46年7月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 同 15年6月 当社常務取締役 同 17年6月 当社常務執行役員 同 19年4月 当社専務執行役員 同 19年6月 当社代表取締役 社長（現任）	57,000株
3	はら だ しょうぞう 原 田 昇 三 (昭和24年9月27日生)	昭和48年4月 当社入社 平成17年6月 当社執行役員 同 19年4月 当社常務執行役員 同 19年6月 当社常務取締役 同 21年6月 当社専務取締役 同 22年4月 当社取締役 専務執行役員 同 23年4月 当社代表取締役 専務執行役員 同 24年4月 当社代表取締役 副社長執行役員 （現任） <担当：事務全般・グループ事業担当>	26,000株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	すぎやま なお直 杉山 直 (昭和24年11月6日生)	昭和50年4月 当社入社 平成19年4月 当社執行役員 同 21年4月 当社常務執行役員 同 21年6月 当社常務取締役 同 22年4月 当社取締役 専務執行役員 同 24年4月 当社建築本部長(現任) 同 27年4月 当社代表取締役 副社長執行役員(現任) <担当: 建築全般・建築本部長>	14,000株
5 (新任)	つちや こうざぶろう 土屋 幸三郎 (昭和26年1月27日生)	昭和48年4月 当社入社 平成20年4月 当社執行役員 同 22年4月 当社常務執行役員 同 24年4月 当社専務執行役員 同 25年4月 当社土木本部長(現任) 同 27年4月 当社副社長執行役員(現任) <担当: 土木全般・土木本部長>	15,000株
6	ましだ まこと 岸田 誠 (昭和26年11月14日生)	昭和49年4月 当社入社 平成17年6月 当社執行役員 同 19年4月 当社常務執行役員 同 19年6月 当社常務取締役 建築本部長 同 21年4月 当社東京建築事業部長 同 21年6月 当社専務取締役 同 22年4月 当社取締役 専務執行役員(現任) 東京本店長 同 23年4月 当社海外支店長(現任) <担当: 海外支店長> [重要な兼職の状況: タイ大林 取締役]	15,000株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	みわあきひさ 三輪昭尚 (昭和27年3月23日生)	昭和49年4月 当社入社 平成17年6月 当社執行役員 同 19年4月 当社常務執行役員 同 19年6月 当社常務取締役 原子力本部長(現任) 同 19年11月 当社技術本部長(現任) 同 22年4月 当社取締役 専務執行役員(現任) <担当:技術本部長 兼 原子力本部長 ・情報システム担当>	16,000株
8	しばたけんいち 柴田憲一 (昭和24年10月10日生)	昭和47年4月 当社入社 平成17年6月 当社執行役員 同 19年4月 当社常務執行役員 同 19年8月 当社開発本部長 同 20年6月 当社常務取締役 同 22年4月 当社取締役 専務執行役員(現任) 開発事業本部長(現任) <担当:開発事業本部長>	16,000株
9 (新任)	はすわけんじ 蓮輪賢治 (昭和28年11月15日生)	昭和52年4月 当社入社 平成19年6月 当社土木本部本部長室長 同 22年4月 当社執行役員 東京本店土木事業部 担任副事業部長 同 23年4月 当社技術本部副本部長 同 24年10月 当社常務執行役員(現任) 同 26年10月 当社テクノ事業創成本部長(現任) <担当:テクノ事業創成本部長>	11,000株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	大竹伸一 (昭和23年1月25日生)	昭和46年4月 日本電信電話公社入社 平成14年6月 (株)エス・ティ・ティ エムイー東京 代表取締役社長 同 16年6月 西日本電信電話(株)常務取締役 同 18年6月 同社代表取締役常務取締役 同 19年6月 同社代表取締役副社長 同 20年6月 同社代表取締役社長 同 24年6月 同社取締役相談役 同 25年6月 当社社外取締役(現任) 同 26年6月 西日本電信電話(株)相談役(現任) [重要な兼職の状況: (株)大阪国際会議場 社外取締役]	0株
11 (新任)	小泉慎一 (昭和23年2月29日生)	昭和46年4月 東レ(株)入社 平成16年6月 同社取締役 同 18年6月 同社常務取締役 同 19年6月 同社専務取締役 同 20年6月 同社代表取締役副社長 同 25年6月 同社相談役 (株)東レ経営研究所取締役会長 (現任) 同 26年6月 東レ(株)相談役退任 [重要な兼職の状況: (株)東レ経営研究所 取締役会長]	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 大竹伸一氏及び小泉慎一氏は、社外取締役候補者であります。また、両氏は当社が定める「社外役員候補者の選定要件」(12頁に記載)を満たしており、当社が上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。  
3. 大竹伸一氏及び小泉慎一氏につきましては、長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験と高い識見を当社取締役会における適切な意思決定及び経営監督に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。  
4. 大竹伸一氏は、本総会終結の時をもって当社の社外取締役の在任期間が2年となります。

5. 当社は大竹伸一氏と、会社法第423条第1項の責任について、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負うものとする責任限定契約を締結しており、本総会において同氏が再任された場合には、本契約を継続する予定であります。

また、小泉愼一氏が本総会において選任された場合には、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本總會終結の時をもって、現任監査役（5名）のうち香田忠維氏の任期が満了いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
よこかわ ひろし 横川 浩 (昭和22年6月21日生)  (新任)	昭和45年4月 通商産業省入省 平成11年9月 同省生活産業局長 同 12年6月 同省退職 同 12年7月 日本貿易振興会理事 同 14年7月 同上退任 同 14年8月 大阪瓦斯(株)顧問 同 15年6月 同社常務取締役 同 17年6月 同社代表取締役 専務取締役 同 20年6月 同社代表取締役 取締役副社長 同 21年6月 同社代表取締役 副社長執行役員 同 23年4月 同社取締役 同 23年6月 同上退任 同 23年7月 (一社) 日本商事仲裁協会理事長 (現任) 同 25年6月 (公財) 日本陸上競技連盟会長 (現任) 同 26年12月 (一社) 電気自動車普及協会会長 (現任)  [重要な兼職の状況： (一社) 日本商事仲裁協会 理事長 (公財) 日本陸上競技連盟 会長 (一社) 電気自動車普及協会 会長]	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 横川浩氏は、社外監査役候補者であります。また、同氏は当社が定める「社外役員候補者の選定要件」（12頁に記載）を満たしており、当社が上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

3. 横川浩氏につきましては、長年経済産業行政及び企業経営に携わった豊富な経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
4. 当社は横川浩氏が本総会において選任された場合には、同氏との間に、会社法第423条第1項の責任について、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負うものとする責任限定契約を締結する予定であります。

(ご参考)

<社外役員候補者の選定要件>

- 1 当社の社外役員にふさわしい能力、識見、経験及び人格を有し、当社の経営に対し、独立した客観的な立場から指摘、意見することができる人材であること
- 2 当社及び関係会社の元役員・従業員でないこと
- 3 現に契約している会計監査法人、顧問弁護士事務所及びメインバンクに現に所属し、または過去に所属していた者でないこと
- 4 出資比率10%以上の大株主（あるいは大株主である団体に現に所属し、または過去に所属していた者）でないこと
- 5 過去3会計年度において、当該取引先との年間取引額が相互の売上高の2%を超える取引先に現に所属し、または過去に所属していた者でないこと
- 6 過去3会計年度において、当社から年間2,000万円を超える寄付を行っている非営利団体の業務執行者等を現に務めている、または過去に務めていた者でないこと
- 7 3乃至6に該当する場合でも、当該団体を退職後5年以上経過していること
- 8 東京証券取引所の有価証券上場規程に規定する「独立役員」の要件に該当すること

## 第5号議案 取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬は「基本報酬」のみでしたが、今般、新たに、当社の取締役及び当社と委任契約を締結している執行役員（社外取締役及び海外居住者を除く。以下「取締役等」という。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入についてご承認をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

具体的には、平成17年6月29日開催の第101回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（月額60万円以内）とは別枠で、各事業年度における業績目標の達成度等に応じて、当社の取締役等に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の対象となる取締役等の員数は、第3号議案「取締役11名選任の件」（社外取締役2名を含む。）が原案どおり可決されますと、取締役9名、執行役員43名の計52名となります。

また、本議案が原案どおり可決されますと、取締役等の報酬は「基本報酬」及び「株式報酬」により構成されることとなります。

### 2. 本制度における報酬等の額・内容等

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額（下記(2)のとおり。）を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役等に対して業績目標の達成度等に応じて毎期付与されるポイントに相当する当社株式が交付される業績連動型

の株式報酬制度です。但し、取締役等が当社株式の交付を受けるのは、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 会社が拠出する金員の上限等

① 信託金の上限

当社は、連続する3事業年度（平成28年3月31日で終了する事業年度から平成30年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、下記②による信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象として本制度を導入いたします。

当社は、対象期間ごとに合計300百万円を上限とする金員を取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託を設定します（以下「本信託」という。）。この上限額は、現在の当社の取締役等の報酬水準等を考慮し、算出しております。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得いたします。

② 信託継続時の追加拠出等

信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続することがあり得ます。その場合、さらに3年間本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに合計300百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、300百万円の範囲内といたします。

また、信託期間（上記の本信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間）の満了時に受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任しているときには、直ちに本信

託を終了させずに、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長いたします。但し、その場合には、当該取締役等に対して新たなポイントは付与されず、延長後の信託期間の満了時においても当該取締役等が在任しているときには、当該取締役等に対して当社株式が交付されます。

(3) 取締役等が取得する当社株式数の算定方法及び上限

① 株式数の算定方法

取締役等には、信託期間中の毎年一定の時期に、同年3月31日で終了した事業年度における業績目標の達成度等に応じてポイントが付与されます。在任期間中に死亡した取締役等については、死亡時までの期間に応じたポイントが付与されます。

各取締役等の退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）に、ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という。）を算定し、累積ポイント数に応じて1ポイントにつき1株の当社株式が交付されます。但し、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数を調整いたします。

② 上限株式数等

信託期間内に本制度により信託が取得する株式の上限数は450,000株、取締役等に付与される1年あたりのポイント総数の上限は200,000ポイントといたします。

(4) 取締役等に対する株式交付

受益者要件を満たす当社の取締役等が退任する場合（または死亡した場合）、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）までに付与されていた当該ポイントに相当する数の当社株式が本信託から交付されます（但し、単元未満株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付される。）。

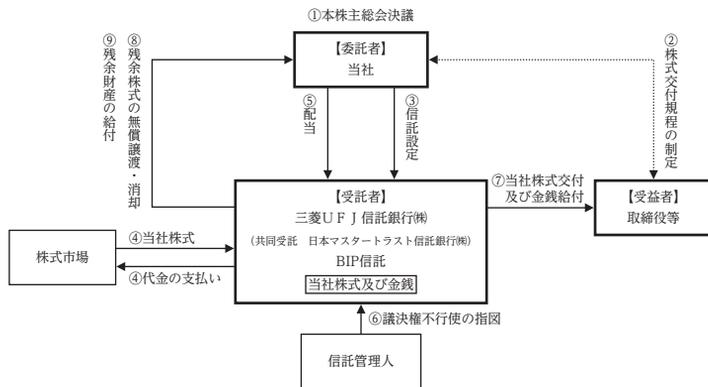
(ご参考)

平成27年5月13日付適時開示資料「当社取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の導入について（詳細決定）」（抜粋）

## 1. 本制度導入の目的

- (1) 当社は、当社の取締役及び当社と委任契約を締結している執行役員（社外取締役及び海外居住者を除く。以下「取締役等」）を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性及び客観性の高い報酬制度として、本制度を導入します（※1）（※2）。
- (2) 取締役等に対する本制度の導入は、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ることを条件とします。
- (3) 本制度を導入するにあたり、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」）と称される仕組みを採用する予定です。BIP信託とは、米国の業績連動型の株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブプランであり、BIP信託により取得した当社株式を業績目標の達成度等に応じて取締役等に交付するものです。
  - （※1）本制度の導入により、当社取締役等の報酬は、「基本報酬」及び「株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査役の報酬については、従前どおり、「基本報酬」のみにより構成されます。
  - （※2）当社は、取締役会の諮問機関として、社外取締役を構成員に含む報酬委員会を設置しており、報酬委員会において、本制度の導入について審議し、報酬制度に係る決定プロセスと結果の透明性、客観性を確保しています。

## 2. BIP信託の仕組み



- ①当社は、本株主総会において本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ②当社は、取締役会において本制度の導入に関する役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③当社は、①における本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権が行使されないものとします。
- ⑦信託期間中、毎事業年度における業績目標の達成度等に応じて、取締役等にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）に、当該ポイントに相当する数の当社株式が本信託から交付されます（但し、単元未満株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付される。）。
- ⑧信託期間中における業績目標の未達等により信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨受益者に分配された後の一定の残余財産は、本信託の清算時に当社へ帰属する予定です。

(注)当社は、本株主総会決議で承認を受けた株式取得資金の範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本制度を継続する可能性があります。

(1) 本制度の概要

本制度は、平成28年3月31日で終了する事業年度から平成30年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度（以下「対象期間」）※を対象として、各事業年度の業績目標の達成度等に応じた当社株式を役員報酬として交付する制度です。

※下記(4)イによる本信託の継続が行われた場合には、以降の各3事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 制度導入手続

本株主総会では、本信託に拠出する信託金の上限額、本信託が取得する当社株式の上限株数及び取締役等が付与されるポイント（下記(5)に定める。）の1年あたりの上限総数その他必要な事項を決議します。

なお、下記(4)イによる本信託の継続を行う場合には、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等には、その退任後に、受益者要件を満たしていることを条件として、所定の受益者確定手続を経た上で、退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）の累積ポイント数（下記(5)に定める。）に応じた数の当社株式が本信託から交付されます。

受益者要件は以下のとおりです。

①対象期間中に当社の取締役等として在任していること（対象期間中に新たに取締役等になった者を含む。）

②取締役等を退任していること※

③正当な理由に基づき取締役等を解任された者または取締役会による辞任勧告に従い辞任した者でないこと

④下記(5)に定める累積ポイント数が決定されていること

⑤その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※但し、下記(4)ウによる信託期間の延長が行われ、延長後の信託期間の満了時においても、本制度の対象者が取締役等として在任しているときには、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役等の在任中に当社株式が交付されます。

(4) 信託期間

ア 当初の信託期間

平成27年8月（予定）から平成30年8月（予定）までの約3年間とします。

イ 本制度の継続（追加拠出を伴う信託期間の延長）

信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、さらに3年間本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末

日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあり得ます。

ウ 本制度の終了後の取扱い（追加拠出を伴わない信託期間の延長）

本制度を終了する場合においても、信託期間（上記イの本信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間）の満了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任しているときには、直ちに本信託を終了させずに、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長します。但し、その場合には、当該取締役等に対する新たなポイントの付与は行いません。

(5) 取締役等に交付される株式数

取締役等には、信託期間中の毎年一定の時期に、同年3月31日で終了した事業年度における業績目標の達成度等に応じてポイントが付与されます。在任期間中に死亡した取締役等については、死亡時までの期間に応じたポイントが付与されます。

各取締役等の退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）に、ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」）を算定し、累積ポイント数に応じて1ポイントにつき1株の当社株式が交付されます。但し、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数を調整します。

(6) 信託金、取得株式数（交付株式数）及び付与ポイント数の上限

信託期間内に当社が本信託に拠出する信託金の上限額は300百万円とします。当該上限額は、現在の当社の取締役等の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬及び信託費用を加算して算出しています。

信託期間内に本信託が取得する当社株式（本信託により取締役等に交付される当社株式）の上限株式数（以下「取得株式数」という。）は450,000株とします。また、取締役等に付与される1年あたりの上限ポイント総数は、200,000ポイントとします（信託期間中の上限ポイント総数の累積値は、取得株式数の範囲内とします。）。取得株式数及び1年あたりの上限ポイント総数は、信託金の上限額を踏まえて、現時点での株価等を参考に設定しています。但し、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、取得株式数を調整します。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託は、上記(6)の株式取得資金の上限及び取得株式数の範囲内で、株式市場から当社株式を取得します。

(8) 取締役等に対する株式交付時期

受益者要件を満たす取締役等が退任する場合（または死亡した場合）、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）までに付与されていた当該ポイントに相当する数の当社株式が本信託から交付されます（但し、単元未満株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付される。）。

(9) 本信託内の当社株式の議決権行使

信託期間中は経営への中立性を確保するため、本信託内にある当社株式（すなわち上記(5)により当社の取締役等に交付される前の当社株式）の議決権は行使されません。

(10) 本信託内の当社株式に対する剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、信託期間（上記(4)ウの信託期間の延長が行われた場合には、延長後の信託期間）の終了時に残余が生じた場合には、社会への還元策として、当社及び当社の取締役等と利害関係のない団体に寄付する予定です。

(11) 信託終了時の取扱い

信託期間（上記(4)ウによる信託期間の延長が行われた場合には、延長後の信託期間）の終了時に残余株式（信託終了時に退任していない受益者要件を満たす可能性がある取締役等に対して、その退任時に交付することが予定される株式を除く。）が生じた場合は、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

（ご参考）

【信託契約の内容】

- |        |   |
|--------|---|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）   |
| ②信託の目的 | 受益者要件を充足する当社の取締役等に対し、一定の当社株式の交付及び金銭の給付をすることで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること |
| ③委託者   | 当社  |
| ④受託者   | 三菱UFJ信託銀行株式会社（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）   |
| ⑤受益者   | 取締役等のうち受益者要件を充足する者  |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）  |
| ⑦信託契約日 | 平成27年8月7日（予定）   |
| ⑧信託の期間 | 平成27年8月7日（予定）～平成30年8月31日（予定）  |
| ⑨制度開始日 | 平成27年8月7日（予定）<br>（平成28年5月末日からポイントの付与を開始）  |

- |          |   |
|----------|---|
| ⑩議決権     | 行使しない   |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式  |
| ⑫信託金の上限額 | 300百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）                             |
| ⑬株式の取得時期 | 平成27年8月10日（予定）～平成27年8月31日（予定）                         |
| ⑭株式の取得方法 | 取引所市場より取得   |
| ⑮帰属権利者   | 当社  |
| ⑯残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とする。 |

**【信託・株式関連事務の内容】**

- |         |  |
|---------|--|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。                  |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

第6号議案 取締役退職慰労金未払い金を精算支給する件

当社は、平成17年6月29日開催の第101回定時株主総会において、取締役及び監査役に対する退職慰労金制度の廃止に伴い、当社における一定の基準に従って算定した退職慰労金を各役員の退任時に打ち切り支給することを決議いたしましたが、取締役大林剛郎氏について未支給のままとなっております。

つきましては、同決議から10年が経過することを勘案し、当該未払い金（平成17年6月までの取締役在任年数22年分、2億541万円）を、本議案が可決されました後、速やかに精算支給することとさせていただきたく存じます。

取締役大林剛郎氏の略歴は、第3号議案「取締役11名選任の件」に記載のとおりであります。

以 上

## <インターネットによる議決権行使のご案内>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用下さい。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成27年6月25日（木曜日）の午後5時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスク（次頁末尾記載）へお問い合わせ下さい。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従つて賛否をご入力下さい。

- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承下さい。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

#### 《機関投資家の皆様へ》

議決権行使の方法として、株式会社 I C J が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

〈メモ〉

〈メモ〉

## 定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区港南2丁目15番2号  
品川インターシティB棟  
当社本社（3階講堂）  
電話 03-5769-1017

交 通 JR「品川駅」より徒歩約10分  
京急「品川駅」より徒歩約11分  
(駅の改札を出て、港南口方面にお進み下さい。)

